

# くみあいニュース No. 194

2023. 10. 27 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行  
<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

## 学長候補適任者による論文不正に係る調査についての説明を受けて 要求書に対する学長からの回答

10月20日(金)に森迫清貴学長宛てに提出した要求書に対する回答が、26日(木)午後1時過ぎにメールにて届きました。学長からの回答は以下の通りです。

\*\*\*\*\*

1. 「京都工芸繊維大学における研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則」第32条の規定により、関係者には秘密保護義務が課せられているため、調査の実施の有無、調査経過等に関する説明の要求につきましては、その対応を差し控えさせていただきます。

2. 原則、役職者に不正の疑いがあった場合においては、その疑いの事実を認定するまでは、その職を解くことはありません。なお、これまで、規則に基づき大学が学長候補適任者の研究活動に係る不正行為等を認定した事実はありません。

3. 告発等があった場合においては、告発者に対する不利益な取扱いを行わないこと、秘密保護を徹底することなどを含め、規則に従い適切に対応します。

\*\*\*\*\*

「京都工芸繊維大学における研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則」第32条3には、

**3 最高管理責任者は、当該調査に係る事案が外部に漏洩した場合、告発者及び被告発者の同意を得て、調査中にかかわらず、当該事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の同意は不要とする。**

と定められています。

10月20日(金)に公表された意向調査(質問・意見)への回答において、学長候補適任者みずからが研究不正に係る予備調査の対象者となっていることを明らかにされました。これにより、上記規定が適応可能となり、最高管理責任者である学長は、告発者の同意を得れば当該事案について公に説明することができる状況となりました。

2023年2月に行われました予備調査の内容を把握し、公に説明することができるのは、最高管理責任者である学長だけです。教職員をはじめとする大学構成員の間に動揺が広がっている現在の状況を改善するためには、森迫清貴学長に本事案に対して十分な説明を行っていただく以外に方法はありません。回答2にありますように、学長候補適任者の研究活動に係る不正行為等を認定した事実がないのであればなおのこと、説明を尽くしていただくことは、長きに亘って本学に貢献され、次の世代に大学の将来を託そうとされている森迫学長の最後の大きな任務であるといえます。

職員組合は、透明性があり風通しの良い快適な職場環境の構築を目指して、学長に上記回答1の撤回と、誠意のある回答を再度求めたいと思います。

なお、組合からの要求事項を以下に再掲いたします。

#### 【要求事項】

1. 学長選考に係る意向調査の質問 No.7-8 に対する回答として、学長候補適任者は 2023 年 2 月と 10 月に本学の予備調査委員会から論文等の提出を求められたと回答されています。同規則に定めるところに従えば、本来であれば、研究不正に係る予備調査は、最高管理責任者である学長より任命された統括管理責任者が行うことになっています。当然ながら、質問 No.7-8 に対する回答として、学長候補適任者が「予備調査は規則上、本人にも調査の内容や結果は知らされませんので、それらを知り得てはませんが」とされているとおり、実際には統括管理責任者以外の方が2月の1回目の予備調査を行なったと考えられます。どのような手続きを経て予備調査委員会を設置し、その結果を最高管理責任者に報告したのかについて、速やかに全教職員に対して説明を行うことを要求いたします。
2. 学長候補適任者は 2023 年 2 月と 10 月に本学の予備調査委員会から論文等の提出を求められたことに加え、2023 年 5 月と 8 月にジャーナルの編集者より二重投稿についての指摘を受けて訂正記事の出版を依頼されています。一方で、学長候補適任者はコンプライアンス推進責任者として 2023 年 7 月 28 日から 8 月 31 日の間に「公的研究費及び研究活動に係るコンプライアンス研修」を実施し、研究活動に係るコンプライアンス動画で研究不正に係る説明をされています。このように研究不正について学内及び学外で調査を受けている最中であることを把握されていた学長が、コンプライアンス推進責任者として渦中の人物を継続して任命したことについての説明を全教職員に対して行うことを要求いたします。
3. 学長選考に係る意向調査結果が公表され、学長候補適任者が研究不正に係る被告発者であることをみずから明らかにされましたが、不正告発手続きにおいては告発者の匿名性が守られなければなりません。研究活動の不正行為等の取り扱いに関する規則第 13 条 2 及び 3 に規定に従い、告発者若しくは相談者が告発したことを理由に不利益な取扱いを受けないこと、同規則第 32 条に従い、公表された事項以外の秘密保護、特に告発者に関して秘密保護が徹底されることを要求いたします。

本件に関するご意見を募集しています。

職員組合の連絡先: [kitsu\\_shikko@googlegroups.com](mailto:kitsu_shikko@googlegroups.com)